## 国民健康保険料の計算について

- ●国民健康保険料は医療給付費分(医療分)、後期高齢者 支援金等分(後期分)、介護保険料分(介護分)の合算 で計算します。
- ●医療分と後期分については、世帯の所得に応じて計算する保険料(所得割)、被保険者1人当たりで計算する保険料(均等割)、1世帯につき計算する保険料(平等割)で計算します。

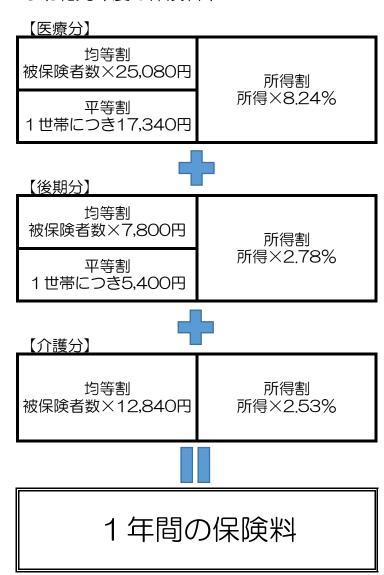
介護分については、所得割と均等割で計算します。

- ●所得割の計算については、前年度総所得金額から33万円を控除(基礎控除)して計算します。
- ●保険料には上限額があり、本市の令和元年度の限度額は89万円です(医療分は54万円、後期分は19万円、介護分は16万円)
- ●世帯の合計所得が国の定めた基準以下のときは、均等割額及び平等割額が7割・5割・2割の割合で軽減されます。

## 【法定軽減の基準】

[/公元+1//9/07至十]					
被保険者数	軽減対象となる世帯の合計所得				
	(7割軽減)	(5割軽減)	(2割軽減)		
1人	33万円以下の世帯・	61万円以下	84万円以下		
2人		89万円以下	135万円以下		
3人		117万円以下	186万円以下		
1人増えるごと		28万円を加算した額以下	51万円を加算した額以下		

●令和元年度の保険料率



## 所得33万円以下、1人世帯の保険料割合【応益割が7割軽減の世帯】

【現在の本市の保険料率	引合】 <u>20,400円</u>	【府運営方針の保険料率割	合】 <b>24,300円</b> (+3,900円)
均等割:平等割=70:30 応益割:応能割=1:1 【100】		均等割: 平等割=60: 40 応益割: 応能割=1:0.797~0.828 【100】	
応益割 【50】	応能割 【50】	応益割 【57】	応能割 【43】
均等割 【35】 被保険者数に応じて算出 医療分 7,500円 後期分 2,300円 介護分 3,800円 合計 13,600円	所得割 【50】 所得に応じて算出 医療分 0円 後期分 0円 介護分 0円	均等割 【30】+【4】 被保険者数に応じて算出 医療分 7,300円 後期分 2,300円 介護分 4,400円 合計 14,000円 (+400円)	所得割 【43】 所得に応じて算出 医療分 0円 後期分 0円 介護分 0円
平等割 【15】 世帯数に応じて算出 医療分 5,200円 後期分 1,600円	合計 0円	平等割 【20】+【3】 世帯数に応じて算出 医療分 7,900円 後期分 2,400円 合計 10,300円 (+3,500円)	(0円)

## 所得200万円、4人世帯の保険料割合【応益割が2割軽減の世帯】

【現在の本市の保険料率	割合】 370,100円	【府運営方針の保険料率割	合】 <u>348,900円</u> (▲21,200円)
均等割:平等割=70:30 応益割:応能割=1:1 【100】		均等割:平等割=60:40 応益割:応能割=1:0.797~0.828 【100】	
応益割 【50】	応能割 【50】	応益割 【57】	応能割 【43】
均等割 【35】 被保険者数に応じて算出 医療分 80,200円 後期分 25,000円 介護分 20,500円	所得割 【5〇】 所得に応じて算出 医療分 137,600円 後期分 46,400円 介護分 42,200円	均等割 【30】+【4】 被保険者数に応じて算出 医療分 78,300円 後期分 24,400円 介護分 23,700円 合計 126,400円 (+700円)	所得割 【43】 所得に応じて算出 医療分 119,200円 後期分 40,100円 介護分 35,700円
平等割 【15】 世帯数に応じて算出 医療分 13,900円 後期分 4,300円	合計 226, 200円	平等割 【2〇】+【3】 世帯数に応じて算出 医療分 21,000円 後期分 6,500円 合計 27,500円 (+9,300円)	合計 195,000円 (▲31,200円)